

議案第8号

あきる野市十里木・長岳観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月17日

提出者 あきる野市長 中嶋博幸

提案理由

あきる野市十里木・長岳観光施設「秋川溪谷瀬音の湯」の経営の健全化を図るため、利用料金を改定する必要がある。

あきる野市十里木・長岳観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

あきる野市十里木・長岳観光施設の設置及び管理に関する条例（平成18年あきる野市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表備考第5項中「1,000円」を「3,000円」に改め、同表の4の表を次のように改める。

4 宿泊施設

利用区分	利用料金 (1棟1泊につき2人まで)	加算料金 (3人目から1人当たり)
標準棟	26,000円	8,000円
特別棟	28,000円	8,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日からこの条例の施行の日にかけて宿泊施設に宿泊をする者の当該宿泊に係る利用料金については、なお従前の例による。